

## 衆議院議員定数削減に反対する意見書

自民党と日本維新の会が今の臨時国会に提出して成立を目指す衆議院議員定数削減法案は、具体的な削減方法を与野党で協議するとしながら、期限を1年に区切り、合意できなければ自動的に衆議院議員の1割にあたる比例代表20、小選挙区25を削減する法律改正を施行させるものである。議会制民主主義の土台である国会の構成を、国会無視で進める前代未聞の法案である。

日本国憲法は、国民主権のもとで、「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動する」としている。だからこそ、議員を減らすことは国民の代表を減らすことであり、議員定数の在り方は、国会議員が国民の声を正確に反映して選ばれるための根幹をなすものとして、与党が数の力で押し切ることは絶対に許されない。

また、日本の国会議員定数は諸外国と比べて最低レベルであり、人口当たりでは経済開発協力機構(OECD)加盟国38か国中、下から3番目(2021年時点)となっている。

2016年の有識者による衆議院選挙制度に関する調査会の答申も、「現行の衆議院議員の定数は、国際比較や過去の経緯などからすると多いとは言えず、これを削減する積極的な理由や理論的根拠は見出し難い」として、有権者が持つ国会議員を選ぶ権利が、議員定数削減により事実上弱体化すると報告している。

国会議員定数を含む選挙制度の在り方は民主主義の土台であり、今後の国民的な議論が不可欠である。

よって町田市議会は、議会制民主主義の根幹を擁護し、国民の権利を守るためにも、衆議院議員定数削減に反対する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。